

2020年1月25日
生物多様性保全委員会 天白牧夫

Wild Life の特性（鳥類を除く）

- ・種数が少ない
- ・土地への定着性が強い
- ・分布域の拡大に時間がかかる
- ・地理的隔離により分化した種が多く、近縁種と生殖隔離されていないことが多い
- ・外来個体の侵入起源は意図的な放野の事例が多く、特に愛玩動物由来が多い
- ・1種あたりの生物多様性へのインパクトが大きい
- ・1種あたりの社会へのインパクトが大きい
- ・個体の寿命が長く、個体群の持続性の評価が難しい
- ・地域個体群の保護に関する認識が低く対策がされていない

種数

S ランク:未侵入だが侵入すると A ランク相当のリスクがある

爬虫類 1 種、両生類 0 種、哺乳類 1 種

A ランク:早急に防除の必要がある

爬虫類 6 種、両生類 0 種、哺乳類 4 種

B ランク:必要に応じて防除の必要がある

爬虫類 3 種、両生類 4 種、哺乳類 5 種

合計 爬虫類 10 種、両生類 4 種、哺乳類 10 種

選定方針

- ・他の生物への病気の伝搬、食害、競合等の影響のある種および系統
例) アライグマ、ノネコ、クリハラリス、ドブネズミ、クマネズミ、ウシガエル、モリアオガエル等
- ・交雑により種または遺伝的多様性が失われる種および系統
例) クサガメ、トウキョウサンショウウオ（他系統の放流個体）、スッポン（他系統の放流個体）等
- ・前 2 項の生物多様性への致命的な影響は未知だが社会的な注目度の大きい種および系統
例) スウィンホーキノボリトカゲ、カミツキガメ、ワニガメ、ヌマガメ科（アカミミガメ等全種）等
- ・人への危害、産業への被害が想定される種および系統
例) カミツキガメ、ワニガメ、ノイヌ、ハクビシン、アライグマ、ドブネズミ、クマネズミ等

防除について

- ・既に繁殖している場合は個体の直接捕獲を継続的に実施することで個体群を除去する
例) 箱罠：クリハラリス、ハクビシン 直接捕獲：モリアオガエル、トウキョウサンショウウオ
定置網：カメ類、ウシガエル

2020. 1. 25 神奈川県自然環境保全課

かながわ生物多様性計画について

1 計画の位置付け

生物多様性基本法第13条第1項に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）として策定したものです。また、広域緑地計画である神奈川みどり計画を包括的に継承しており、市町による都市緑地法に基づく「緑の基本計画」策定の指針としての役割を有しています。

2 目標

本計画では、次の2つを目標としています。

・地域の特性に応じた生物多様性の保全

生態系に着目してエリアを区分し、その特性に応じた生物多様性の保全を進めていくことを目標とします。

・生物多様性の理解と保全行動の促進

将来にわたり生物多様性の恵みを受用できるよう、県民や事業者、行政など様々な活動主体が生物多様性について理解を深め、日常の活動において、生物多様性に配慮した行動や生物多様性の保全のための行動をとることを促進することを目標とします。

3 計画の対象区域・対象期間

・対象区域：神奈川県全域

・対象期間：2016（平成28）年度から2020（令和2）年度まで（5年間）

4 取組の体系

本計画では、生物多様性の保全に係る取組を次の3つに分けて整理しています。

1 県土のエリアに即した取組
(1) 丹沢エリア
(2) 箱根エリア
(3) 山麓の里山エリア
(4) 都市・近郊エリア
(5) 三浦半島エリア
(6) 河川・湖沼及び沿岸エリア
2 エリアをまたぐ取組
(1) 野生鳥獣との共存を目指した取組
(2) 外来生物の監視と防除
(3) 法令・制度等を通じた生態系の保全
(4) 生物多様性への負荷を軽減する取組
3 生物多様性の保全のための行動の促進
(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信
(2) 多様な主体による取組の促進
(3) 環境学習・教育の推進



<かながわ生物多様性計画策定後の社会情勢>

SDGsの策定、生物多様性国家戦略（2012～2020年度）の改定、生物多様性の県民認知度の低迷（H30→48.5%）、県版レッドデータブックの改定、外来生物の侵入・分布拡大、野生鳥獣問題の拡大、市民活動の拡大（ブルーリスト公表、県植物誌・県昆虫誌の改訂）等

計画改定に向けた検討開始